

東電福島第一原発トリチウム汚染水 海洋放出の方針決定をしないでください

2020年10月22日

内閣総理大臣 菅 義偉 様
経済産業大臣 梶山 弘志 様
農林水産大臣 野上浩太郎 様
復興 大臣 平沢 勝栄 様
環境 大臣 小泉進次郎 様
外務 大臣 茂木 敏充 様

汚染水海洋処分方針の決定を急ぐ政府の姿勢に抗議し、以下を緊急に申し入れます。

記

1. 10月27日の「廃炉・汚染水対策関係閣僚会議」でALPS処理水の海洋放出を前提にした処分方針の決定を行わないこと。
2. 方針決定にあたっては、国民の反対や懸念、疑問に、真摯に応え、丁寧に説明を行い、国民との議論を行い、その結果を方針決定に誠実に反映すること。
3. そのような議論を保証し、政策決定の透明性を確保するために、福島県内及び、全国各地で公聴会を開催すること。(未だコロナ感染の収束が見られない中では、そのような作業には、さらに時間をかける必要があることに留意すべきです。)

以上

要請の趣旨

860兆ベクレルのトリチウムをはじめストロンチウムなどの放射性物質を多量に含む汚染水（以下「トリチウム汚染水」と表記）を薄めて海洋放出する方針を、今月27日にも、廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議で決定する予定と報道されています。

私たち8団体は、トリチウム汚染水の海洋放出に反対して5回の政府交渉を行ってきましたが、納得できる回答はなく、問題点が一層明らかになるばかりです。今回の報道には怒りを禁じえません。

福島県内の圧倒的多数が海洋放出反対でまとまっており、59自治体のうち44自治体の議会で決議等が上がっており、明確な反対は27で、賛成はありません。海洋放出で大きな被害を受ける漁業関係者は、福島、宮城、茨城はもとより、全国漁業協同組合連合会として「漁業者の総意として絶対反対」しています。「2020原発のない福島を！県民大集会実行委員会」が提起した「トリチウム汚染水の海洋放出に反対する署名」は42万余筆が提出され、継続中です。

「コロナ禍」で国民的議論が困難な中で、政府は関係者から形式的、一方的な意見聴取を強行し、国民の反対や懸念に対して真摯に向き合い丁寧に説明し、話し合う姿勢が見られません。報告書へのパブコメは4000通以上が寄せられていますが、未だにその結果の公表すら行っていません

国が国策として原子力政策を進めた結果引き起こされた東電福島第一原発事故により、福島県をはじめ被災地の多くの人々が放射能汚染と被ばくを強いられ、生業や生活を奪われるなどの被害を受けました。事故から9年半以上を経ても被災地に元の生活は戻っていません。補償も支援策もほとんど打ち切られています。福島や周辺県の各地で事故前に比べ明らかに高い空間線量が続いています。東電福島第一原発の敷地境界は

もとより、原発から何10キロも離れた地域でも、未だに「年間 1mSv」を越える高い空間線量が実測され、「公衆の被ばく限度を守るべき法令」に違反の状態が今も続いています。

政府は、事故以来9年半、住民や労働者に被ばくを押し付け憲法に保障された生存権などの人権を踏みこじってきました。トリチウム汚染水を海洋放出すれば、それは新たな故意の加害行為です。

重大事故を起こした上に、大量の汚染水を発生させた責任を取ろうともせず、さらに放射能汚染と被ばくを国民に強いる「海洋放出」は受け入れられません。海洋の放射能汚染は福島のみならず、全国、全世界の問題です。

以下に、私たちが問題にしてきたことのいくつかを列挙します。

第1点 地下水の原子炉建屋流入を抑制するために、地下水の一部が海洋に排出されています。その際、「地下水以外で希釈しない」との約束（サブドレン及び地下水ドレンの運用方針）があります。高濃度の放射性物質が含まれるために海に排出されなかった地下水がトリチウム汚染水の約6%を占めており、トリチウム汚染水を海水で薄めて放出することは、この約束に違反です。

第2点 同じく地下水排出の決定の際に、「ALPS 処理水については、関係者の方の理解を得ることなくしていかなる処分もとめることは考えておりませんとの答弁があります（2015年1月7日の第6回廃炉・汚染水対策福島評議会）。今回海洋放出を決定すればそれは関係者の理解を得ていません。

第3点 政府も東電も「海洋放出する際は海水で希釈して基準を満たすから問題はない」と説明しています。しかし、そもそも福島第一原発は敷地外の公衆の線量限度 1mSv/年を守れない違法状態であり、「問題はない」というのはその違法状態を無視した説明です。

第4点 放射性物質はロンドン条約で一切海洋投棄が禁止されています。2019年10月に開催されたロンドン条約/ロンドン議定書締約国会議では、福島第一原発の汚染水問題に対して既に憂慮を表明していた韓国に加え、中国、チリも憂慮を表明しています。その他にも今年6月に、海外から人権問題として、安倍元首相に抗議書が送られています。

私たちは、政府に、ロンドン条約/ロンドン議定書締約国として、ロンドン議定書の第7条「内水」の規定により、自国の裁量でトリチウム汚染水の海洋放出を禁止することを求めています。

ロンドン議定書第7条の2で「締約国は、内水である海域における廃棄物その他の物の故意の処分であつて、仮に当該廃棄物その他の物を海洋において処分したとするならば第一条に規定する投棄又は海洋における焼却となり得るものを管理するため、自国の裁量により、この議定書の規定を適用するか、又はその他の効果的な許可及び規制のための措置をとる。」とされています。福島第一原発の排水口は内水域にあります。

第5点 トリチウムの環境への影響について、査読付き論文の中にも影響を示すものがあり、「環境への影響はない」と断言することはできないという点です。

第6点 7月の交渉に参加された漁業者は、今もって試験操業であること、価格が風評により安いこと、最も利害のある漁業関係者に説明しないこと、漁連など多くの県民が反対していること、漁師を引き継ぐ子や孫に対する親として未来を示す責任など、苦悩と怒りをぶつけ、なんで海に流すのかと問い詰めました。

脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆二世団体連絡協議会、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

連絡先 原子力資料情報室 担当（片岡遼平） Tel：03-6821-3211

ヒバク反対キャンペーン 担当（建部 暹） Tel&Fax：072-792-4628